

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月10日提出
【計算期間】	第14期中(自 2025年11月11日至 2026年5月10日)
【ファンド名】	B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（１年決算型）
【発行者名】	ベアリングス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 華 文傑
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号 京橋エドグラン
【事務連絡者氏名】	宮本 久美子
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号 京橋エドグラン
【電話番号】	03-4565-1058
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）】

以下の運用状況は2026年 5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,069,889,355	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,236,414	0.08
合計（純資産総額）		5,065,652,941	100.00

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末（2016年11月10日）	11,994	11,994	1.0800	1.0800
第5計算期間末（2017年11月10日）	15,691	15,691	1.0464	1.0464
第6計算期間末（2018年11月12日）	14,658	14,658	1.0012	1.0012
第7計算期間末（2019年11月11日）	14,935	14,935	1.0807	1.0807
第8計算期間末（2020年11月10日）	13,236	13,236	1.0954	1.0954
第9計算期間末（2021年11月10日）	10,926	10,926	1.0351	1.0351
第10計算期間末（2022年11月10日）	8,635	8,635	0.8780	0.8780
第11計算期間末（2023年11月10日）	7,824	7,824	0.8538	0.8538
第12計算期間末（2024年11月11日）	6,350	6,350	0.8536	0.8536
第13計算期間末（2025年11月10日）	5,623	5,623	0.8730	0.8730
2025年 5月末日	5,829	—	0.8526	—
6月末日	5,854	—	0.8598	—
7月末日	5,779	—	0.8577	—
8月末日	5,758	—	0.8615	—
9月末日	5,725	—	0.8680	—
10月末日	5,666	—	0.8748	—
11月末日	5,534	—	0.8715	—
12月末日	5,361	—	0.8658	—
2026年 1月末日	5,286	—	0.8684	—
2月末日	5,312	—	0.8805	—
3月末日	5,084	—	0.8539	—
4月末日	5,116	—	0.8626	—
5月末日	5,065	—	0.8680	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4期	2015年11月11日～2016年11月10日	0.0000

第5期	2016年11月11日～2017年11月10日	0.0000
第6期	2017年11月11日～2018年11月12日	0.0000
第7期	2018年11月13日～2019年11月11日	0.0000
第8期	2019年11月12日～2020年11月10日	0.0000
第9期	2020年11月11日～2021年11月10日	0.0000
第10期	2021年11月11日～2022年11月10日	0.0000
第11期	2022年11月11日～2023年11月10日	0.0000
第12期	2023年11月11日～2024年11月11日	0.0000
第13期	2024年11月12日～2025年11月10日	0.0000
当中間期	2025年11月11日～2026年 5月10日	—

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第4期	2015年11月11日～2016年11月10日	1.42
第5期	2016年11月11日～2017年11月10日	3.11
第6期	2017年11月11日～2018年11月12日	4.32
第7期	2018年11月13日～2019年11月11日	7.94
第8期	2019年11月12日～2020年11月10日	1.36
第9期	2020年11月11日～2021年11月10日	5.50
第10期	2021年11月11日～2022年11月10日	15.18
第11期	2022年11月11日～2023年11月10日	2.76
第12期	2023年11月11日～2024年11月11日	0.02
第13期	2024年11月12日～2025年11月10日	2.27
当中間期	2025年11月11日～2026年 5月10日	0.99

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

ペアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド

以下の運用状況は2026年 5月29日現在です。
 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,438,534,800	9.67
	メキシコ	1,090,597,897	7.33
	スペイン	1,083,537,752	7.29
	ノルウェー	882,339,885	5.93
	イタリア	780,852,541	5.25
	ニュージーランド	626,957,458	4.22
	ドイツ	593,678,662	3.99
	ポーランド	396,270,681	2.66
	日本	366,676,200	2.47

	イギリス	105,114,150	0.71
	オーストラリア	65,651,170	0.44
	小計	7,430,211,196	49.96
地方債証券	カナダ	3,558,836,290	23.93
	オーストラリア	1,631,989,215	10.97
	ニュージーランド	1,005,308,069	6.76
	小計	6,196,133,574	41.67
特殊債券	カナダ	943,894,350	6.35
	イギリス	158,474,850	1.07
	スウェーデン	17,602,800	0.12
	小計	1,119,972,000	7.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	124,726,650	0.84
合計（純資産総額）		14,871,043,420	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	4,490,697,018	30.20
	売建	—	16,050,971,994	107.93

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2 【設定及び解約の実績】

【B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	2015年11月11日～2016年11月10日	8,050,725,402	891,944,250
第5期	2016年11月11日～2017年11月10日	6,917,626,136	3,029,231,250
第6期	2017年11月11日～2018年11月12日	2,885,195,439	3,238,944,753
第7期	2018年11月13日～2019年11月11日	1,900,952,084	2,721,878,304
第8期	2019年11月12日～2020年11月10日	1,193,226,185	2,929,287,835
第9期	2020年11月11日～2021年11月10日	853,713,854	2,381,688,261
第10期	2021年11月11日～2022年11月10日	689,936,368	1,409,871,954
第11期	2022年11月11日～2023年11月10日	691,487,585	1,363,926,870
第12期	2023年11月11日～2024年11月11日	328,836,827	2,053,493,439
第13期	2024年11月12日～2025年11月10日	243,339,153	1,240,698,062
当中間期	2025年11月11日～2026年 5月10日	114,863,312	634,494,343

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、第14期中間計算期間（2025年11月11日から2026年 5月10日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間（2025年11月11日から2026年 5月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第13期計算期間末 (2025年11月10日現在)	第14期中間計算期間末 (2026年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	740,031
親投資信託受益証券	5,670,422,913	5,162,041,642
未収入金	16,389,280	8,936,640
流動資産合計	5,686,812,193	5,171,718,313
資産合計	5,686,812,193	5,171,718,313
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,389,280	10,363,181
未払受託者報酬	1,592,962	1,445,288
未払委託者報酬	44,602,908	40,467,968
その他未払費用	314,286	314,286
流動負債合計	62,899,436	52,590,723
負債合計	62,899,436	52,590,723
純資産の部		
元本等		
元本	6,441,993,969	5,922,362,938
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	818,081,212	803,235,348
（分配準備積立金）	1,347,775,118	1,215,952,951
元本等合計	5,623,912,757	5,119,127,590
純資産合計	5,623,912,757	5,119,127,590
負債純資産合計	5,686,812,193	5,171,718,313

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期中間計算期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月11日	第14期中間計算期間 自 2025年11月11日 至 2026年 5月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	64,547,854	11,673,753
営業収益合計	64,547,854	11,673,753
営業費用		
受託者報酬	1,650,275	1,445,288
委託者報酬	46,207,612	40,467,968
その他費用	314,286	314,286
営業費用合計	48,172,173	42,227,542
営業利益又は営業損失（ ）	16,375,681	53,901,295
経常利益又は経常損失（ ）	16,375,681	53,901,295
中間純利益又は中間純損失（ ）	16,375,681	53,901,295
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	191,049	3,429,544
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,089,339,642	818,081,212
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,550,065	80,597,018
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	104,550,065	80,597,018
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,778,742	15,279,403
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,778,742	15,279,403
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	987,383,687	803,235,348

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第14期中間計算期間 自 2025年11月11日 至 2026年 5月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第13期計算期間末 2025年11月10日現在	第14期中間計算期間末 2026年 5月10日現在
1. 受益権の総数	6,441,993,969口	5,922,362,938口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	818,081,212円	803,235,348円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8730円 (8,730円)	0.8644円 (8,644円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第14期中間計算期間末 2026年 5月10日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第13期計算期間末 2025年11月10日現在	第14期中間計算期間末 2026年 5月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 7,439,352,878円	期首元本額 6,441,993,969円
期中追加設定元本額 243,339,153円	期中追加設定元本額 114,863,312円
期中一部解約元本額 1,240,698,062円	期中一部解約元本額 634,494,343円

（参考）

当ファンドは、「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの前計算期間末日及び当中間計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド

貸借対照表

対象年月日	2025年11月10日現在	2026年 5月10日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	5,410,562	19,151,690
金銭信託	440,855	388,647
コール・ローン	228,000,000	113,000,000
国債証券	8,446,232,278	7,559,548,198
地方債証券	6,665,946,054	6,008,167,359
特殊債券	1,200,129,526	1,110,370,670
派生商品評価勘定	56,687,068	81,203,003
未収入金	327,641,993	245,019,653
未収利息	205,589,372	183,228,383
前払費用	33,376,075	66,706,480
流動資産合計	17,169,453,783	15,386,784,083
資産合計	17,169,453,783	15,386,784,083
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	134,963,211	136,613,052
未払金	313,928,111	129,091,000
未払解約金	23,420,099	41,942,052
流動負債合計	472,311,421	307,646,104
負債合計	472,311,421	307,646,104
純資産の部		
元本等		
元本	15,663,596,098	14,173,073,881
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,033,546,264	906,064,098
元本等合計	16,697,142,362	15,079,137,979
純資産合計	16,697,142,362	15,079,137,979
負債純資産合計	17,169,453,783	15,386,784,083

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2025年11月11日 至 2026年 5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額、又は日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）で評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月10日現在	2026年 5月10日現在
1. 受益権の総数	15,663,596,098口	14,173,073,881口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0660円 (10,660円)	1.0639円 (10,639円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2026年 5月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

金銭債権及び金銭債務

短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
（通貨関連）

（2025年11月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,083,126,967	-	2,102,210,609	19,083,642
	米ドル	241,591,421	-	242,476,113	884,692
	スウェーデンクローナ	676,954,203	-	684,118,900	7,164,697
	ノルウェークローネ	103,836,940	-	104,185,860	348,920
	豪ドル	477,893,152	-	482,029,636	4,136,484
	ニュージーランドドル	152,782,824	-	152,892,600	109,776
	シンガポールドル	430,068,427	-	436,507,500	6,439,073
	売建	16,787,311,461	-	16,884,671,246	97,359,785
	米ドル	2,806,399,703	-	2,822,698,303	16,298,600
	カナダドル	1,547,321,402	-	1,575,673,400	28,351,998
	メキシコペソ	244,161,856	-	250,322,720	6,160,864
	ユーロ	3,031,062,840	-	3,053,198,828	22,135,988
	英ポンド	152,221,361	-	155,235,619	3,014,258
	ポーランドズロチ	286,585,389	-	297,312,688	10,727,299
	豪ドル	3,530,281,638	-	3,573,393,252	43,111,614
	ニュージーランドドル	4,312,917,675	-	4,275,810,000	37,107,675
	オフショア人民元	876,359,597	-	881,026,436	4,666,839
合計		18,870,438,428	-	18,986,881,855	78,276,143

（2026年 5月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	11,077,188,686	-	11,093,009,642	15,820,956
	米ドル	2,614,295,372	-	2,623,506,168	9,210,796
	ユーロ	4,324,530,495	-	4,319,462,237	5,068,258
	英ポンド	456,076,041	-	457,571,527	1,495,486
	スウェーデンクローナ	433,087,643	-	421,703,415	11,384,228

ノルウェークローネ	619,018,036	-	637,987,016	18,968,980
豪ドル	581,820,382	-	582,574,430	754,048
ニュージーランドドル	1,727,018,841	-	1,730,501,061	3,482,220
シンガポールドル	321,341,876	-	319,703,788	1,638,088
売建	22,921,187,874	-	22,992,418,879	71,231,005
米ドル	5,186,651,935	-	5,201,321,753	14,669,818
カナダドル	2,898,170,518	-	2,892,710,594	5,459,924
メキシコペソ	360,654,196	-	366,004,521	5,350,325
ユーロ	7,359,502,353	-	7,347,863,326	11,639,027
英ポンド	1,142,616,682	-	1,157,187,151	14,570,469
スウェーデンクローナ	444,954,074	-	439,313,815	5,640,259
ノルウェークローネ	483,800,030	-	496,167,325	12,367,295
ポーランドズロチ	250,671,694	-	257,538,204	6,866,510
豪ドル	1,312,427,678	-	1,347,948,173	35,520,495
ニュージーランドドル	3,481,738,714	-	3,486,364,017	4,625,303
合計	33,998,376,560	-	34,085,428,521	55,410,049

（注）時価の算定方法

為替予約取引については、以下のように評価しております。

- １．計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

（１）計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

（２）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年11月10日現在		2026年 5月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	19,336,708,413円	期首元本額	15,663,596,098円
期中追加設定元本額	325,381,257円	期中追加設定元本額	145,207,953円
期中一部解約元本額	3,998,493,572円	期中一部解約元本額	1,635,730,170円
期末元本額	15,663,596,098円	期末元本額	14,173,073,881円
元本の内訳＊		元本の内訳＊	
B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（毎月決算型）	10,344,250,025円	B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（毎月決算型）	9,321,074,969円
B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（1年決算型）	5,319,346,073円	B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（1年決算型）	4,851,998,912円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2026年5月末現在の委託会社の資本金の額： 250,000,000円
 発行可能株式総数： 12,000株
 発行済株式総数： 5,000株
 最近５年間に於ける資本金の額の増減： 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年5月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	9	86,445,470,990
合計	9	86,445,470,990

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自令和7年1月1日 至令和7年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	417,143	317,912
前払費用	44,687	34,056
未収還付法人税等	-	5,487
未収委託者報酬	98,101	100,785
未収運用受託報酬	205,930	157,239
未収投資助言報酬	2,546	2,926
未収収益	* 1 291,679	* 1 243,270
未収消費税等	17,038	-
立替金	* 1 -	* 1 135,248
その他の流動資産	11,857	8,893
流動資産合計	1,088,984	1,005,820
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 2 73,921	* 2 53,064
器具備品	* 2 24,491	* 2 44,265
有形固定資産合計	98,413	97,330
無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	953	754
無形固定資産合計	2,804	2,604
投資その他の資産		
関係会社株式	-	500
長期差入保証金	2,500	2,657
預託金	300	300
繰延税金資産	171,586	144,558
投資その他の資産合計	174,386	148,015
固定資産合計	275,603	247,950
資産合計	1,364,588	1,253,771

(単位：千円)		
	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,903	19,892
未払手数料	36,431	38,787
未払委託調査費	13,519	14,083
その他未払金	56,190	128,361
リース債務	1,321	-
未払費用	27,775	49,600
賞与引当金	336,805	401,348
未払法人税等	24,012	-
未払消費税等	-	26,249
流動負債合計	509,958	678,323
固定負債		
退職給付引当金	115,156	126,824
役員退職慰労引当金	13,025	16,705
固定負債合計	128,181	143,529
負債合計	638,140	821,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	139,087	139,087

資本剰余金合計	139,087	139,087
利益剰余金		
利益準備金	62,500	62,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	274,859	19,669
利益剰余金合計	337,359	42,830
株主資本合計	726,447	431,917
純資産合計	726,447	431,917
負債・純資産合計	1,364,588	1,253,771

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	539,713	497,045
運用受託報酬	490,380	664,473
投資助言報酬	7,182	7,970
その他営業収益	* 1 759,533 * 1	733,444
営業収益合計	1,796,810	1,902,932
営業費用		
支払手数料	243,829	216,076
広告宣伝費	1,892	1,855
調査費	334,054	516,005
調査費	147,291	165,079
委託調査費	186,763	350,925
委託計算費	33,083	33,146
営業雑経費	26,751	25,295
通信費	2,562	2,554
印刷費	21,953	20,726
協会費	2,235	2,014
営業費用合計	639,612	792,379
一般管理費		
給料	775,735	874,203
役員報酬	90,254	111,110
給料・手当	343,218	362,275
賞与	342,263	400,817
交際費	4,207	3,692
旅費交通費	19,701	23,976
福利厚生費	71,674	80,424
人材募集費	5,720	2,337
業務関連委託費用	60,820	70,028
器具備品費	212	4,171
租税公課	17,710	17,560
不動産賃借料	129,831	123,127
固定資産減価償却費	38,760	38,138
退職給付費用	32,292	36,502
役員退職慰労引当金繰入額	3,542	3,679
諸経費	77,600	82,222
一般管理費合計	1,237,809	1,360,066
営業損失（ ）	80,611	249,512
営業外収益		
為替差益	3,886	-
雑収入	4,775	4,606
営業外収益合計	8,662	4,606
営業外費用		
為替差損	-	8,408
雑損失	5	121
営業外費用合計	5	8,529
経常損失（ ）	71,954	253,435
特別損失		
特別退職金支出額	-	13,723
特別損失合計	-	13,723
税引前当期純損失（ ）	71,954	267,159
法人税、住民税及び事業税	31,997	343
法人税等調整額	21,249	27,027
法人税等合計	10,747	27,370
当期純損失（ ）	82,701	294,529

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149
当期変動額								
剰余金の配当		75,000	75,000				75,000	75,000
当期純損失()					82,701	82,701	82,701	82,701
当期変動額合計	-	75,000	75,000	-	82,701	82,701	157,701	157,701
当期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	274,859	337,359	726,447	726,447

当事業年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	250,000	139,087	139,087	62,500	274,859	337,359	726,447	726,447
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純損失()					294,529	294,529	294,529	294,529
当期変動額合計	-	-	-	-	294,529	294,529	294,529	294,529
当期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	19,669	42,830	431,917	431,917

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式

移動平均法により原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5年～15年

器具備品 3年～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（１）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

（２）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（３）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）委託者報酬

当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額 または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

（３）その他営業収益

関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

1. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
未収収益	291,679 千円	243,270 千円
立替金	-	135,248

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
建物附属設備	203,293 千円	224,150 千円
器具備品	137,590	149,398

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年12月31日)
その他営業収益	759,533 千円	733,444 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自令和6年1月 1日 至令和6年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年 3月26日 定時株主総会	普通株式	75,000	15,000	令和5年 12月31日	令和6年 3月27日

当事業年度（自令和7年1月 1日 至令和7年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

当期における配当の支払いはありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

（2）金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（令和6年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

当事業年度（令和7年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

関係会社株式

関係会社株式は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和6年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	417,143	-	-	-
未収委託者報酬	98,101	-	-	-
未収運用受託報酬	205,930	-	-	-
未収投資助言報酬	2,546	-	-	-
未収収益	291,679	-	-	-
長期差入保証金	-	2,500	-	-
合計	1,015,401	2,500	-	-

当事業年度（令和7年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	317,912	-	-	-
未収委託者報酬	100,785	-	-	-
未収運用受託報酬	157,239	-	-	-
未収投資助言報酬	2,926	-	-	-
未収収益	243,270	-	-	-
長期差入保証金	-	2,657	-	-
合計	822,134	2,657	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（令和6年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和7年12月31日）

関係会社株式

関係会社株式は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（デリバティブ関係）

前事業年度（令和6年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和7年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	104,463	115,156
退職給付費用	14,058	20,691
退職給付の支払額	3,365	9,024
退職給付引当金の期末残高	115,156	126,824

(2) 退職給付費用

	前事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年12月31日)
退職給付費用（千円）	14,058	20,691

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は18,233千円、当事業年度は18,556千円であります。

（ストックオプション関係）

前事業年度（令和6年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和7年12月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,725 千円	2,381 千円
未払費用否認	8,504	15,187
賞与引当金	103,129	122,893
退職給付引当金	35,261	39,974
役員退職慰労引当金	3,988	5,265
資産除去債務	21,964	22,610
税務上の繰越欠損金	-	4,096
繰延税金資産小計	175,574 千円	212,409 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,988	67,850
評価性引当額小計	3,988 千円	67,850 千円
繰延税金資産合計	171,586 千円	144,558 千円

（注）1. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（令和6年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和7年12月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	4,096	4,096 千円
評価性引当金	-	-	-	-	-	-	- 千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	4,096	(b)4,096 千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金4,096千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産4,096千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、一時的な要因によって生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当金額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更による財務諸表への影響はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 令和6年1月 1日 至 令和6年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和7年1月 1日 至 令和7年12月31日）
該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自令和6年1月 1日 至令和6年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	英国	米国	合計
979,773	57,503	759,533	1,796,810

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

当事業年度（自令和7年1月 1日 至令和7年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	英国	米国	合計
1,154,424	15,063	733,444	1,902,932

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
A社	205,406

（注）運用受託報酬については、顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自令和6年1月 1日 至令和6年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Barings LLC	米国 シャーロット	618,797千 米 ドル	投資運用業	（被所有） 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	759,533	未収収益	291,679
						運用委託契約	*2運用委託	176,754	未払委託調査費	11,157
						役務の受け入れ	事務及びIT関連サポートの支払	38,799	その他未払金	37,751
						経費の支払	諸経費等の支払	26,173	未払費用	2,721

当事業年度（自令和7年1月 1日 至令和7年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Barings LLC	米国 シャーロット	755,347千 米 ドル	投資運用業	（被所有） 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	733,444	未収収益	243,270
						運用委託契約	*2運用委託	343,614	未払委託調査費	12,465
						役務の受け入れ	事務及びIT関連サポートの支払	34,194	その他未払金	43,472
						経費の支払	諸経費等の支払	8,916	未払費用	3,460

（注）1. 親会社との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*（1） 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。

*（2） 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

（2）子会社等

前事業年度（自令和6年1月 1日 至令和6年12月31日）

該当なし

当事業年度（自令和7年1月 1日 至令和7年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ベアリングス・リアル・エステート・インベストメント・ジャパン株式会社	日本 東京都	500 千円	不動産アセットマネジメント業務	（所有） 直接100%	経費の立替	子会社業務に係る費用の立替等	127,930	立替金	135,248
						収益の仮受			その他未払金	55,557

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社との取引については、当社を含むグループ会社との間での合理的な基準により決定しております。

（3）兄弟会社等

該当なし

2. 親会社に関する注記
Barings LLC（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年12月31日)
1株当たり純資産額	145,289.53円	86,383.58円
1株当たりの当期純損失（ ）	16,540.36円	58,905.95円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年12月31日)
当期純損失（ ）	82,701	294,529
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）(千円)	82,701	294,529
期中平均株式数（千株）	5	5

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月24日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 貴 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月23日

ベアリングス・ジャパン株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松井 貴志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の2025年11月11日から2026年5月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の2026年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月11日から2026年5月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。